

奈良県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

公職の候補者	資金管理団体	届出者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
太田好紀	太田好紀後援会	令和五年四月二十六日		